

令和6年度の二次募集では、 助成対象や申請件数等が**拡大**されます

二次募集で拡大した内容

令和6年度の二次募集では、「子どもを対象とする活動」に限り、全国・都道府県規模の申請が可能になります。また、申請件数も3件→5件に増え、活動規模に応じた助成限度額も増額されます。

助成金の額、規模

【拡大後】

活動規模	募集対象となる活動	限度額	申請件数
全国	子どもを対象とする活動のみ	300万円以下	5件まで
都道府県		100万円以下	
市区町村	すべての活動	50万円以下	

附帯事務費

団体が活動を行う際に必要となる事務費（活動を行う際に間接的にかかる経費）の額が拡大されます。活動終了後に提出する実績報告時に計上が可能です。

【拡大後】

確定金額	上限額
20万円未満	1万円
20万円以上	確定金額に5.0%を乗じた額（1円未満切捨て）

例) これまで100万円の活動で、1万円の附帯事務費でしたが、拡大後は5万円となります。

助成金募集案内・その他

- 助成金の募集案内は子どもゆめ基金ホームページからダウンロードするか、子どもゆめ基金までご請求ください。
- 令和6年度二次募集に係る募集説明会を実施する予定です。詳しくは子どもゆめ基金ホームページでご確認ください。

子どもゆめ基金[®]



子どもの体験活動・読書活動への
助成を行っています

みなさんに、もっと活用いただけるよう助成対象や申請件数を拡大しました。

令和6年度二次募集

2024年 **5月1日(水)** ~ **6月18日(火)** 17時締切

National Institution For Youth Education
独立行政法人 国立青少年教育振興機構 **子どもゆめ基金**

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1
E-mail: yume@niye.go.jp

【子どもゆめ基金フリーダイヤル（無料）】

0120-579081（平日 9:00 ~ 17:45）

+ 子どもゆめ基金サイト

<https://yumekikin.niye.go.jp>



+ 子どもゆめ基金助成活動情報サイト

<https://pr.yume.niye.go.jp>



National Institution For Youth Education
独立行政法人 国立青少年教育振興機構

子どもゆめ基金

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1

【子どもゆめ基金フリーダイヤル（無料）】

0120-579081（平日 9:00 ~ 17:45）

E-mail: yume@niye.go.jp



子どもゆめ基金[®] は、子どもの健全育成の支援をする基金です



子どもゆめ基金とは

「子どもゆめ基金」は、子どもの体験・読書活動等を応援することを目的に、様々な活動に必要な経費に対する資金（助成金）を援助しています。



基金を活用した活動例

子どもを対象とする活動

【体験活動】

- 自然観察やキャンプ等の体験
- 科学実験教室等の科学体験
- おじいちゃん、おばあちゃんとの交流落語会
- 清掃、高齢者介護体験等の社会奉仕
- 大工さん一日体験



【読書活動】

- 読み聞かせ会
- 朗読会
- ブックトーク



子どもを対象とする活動を支援する活動

【普及活動・指導者養成】

- 体験活動や読書活動に関するフォーラム等普及活動（基調講演・公開討論 など）
- 体験活動や読書活動の指導者やボランティアとして活動する方を養成する研修会（スキルアップを図る研修会 など）

申請について

申請期間

2024年 **5月1日(水)～6月18日(火) 17時**

申請方法

電子申請

- 子どもゆめ基金ホームページ (<https://yumekikin.niye.go.jp>) の「電子申請システム」から申請いただけます。
- 「電子申請システム」を初めて利用する場合は、ID申請・発行手続きが必要です。IDの発行には時間がかかりますので、**余裕をもって申請**してください。
- ※スマートフォン・タブレットからは申請できません。



子どもゆめ基金サイト

採択率はどれくらい？

申請件数のうち、令和5年度は約83%の活動が採択されました。約6割の申請団体が法人格を有しないが、青少年のために活動する団体です。多くの草の根団体が実施する体験活動を支援しています。

活動分野	申請件数	採択件数
体験活動	3,486件	2,901件
読書活動	352件	309件
教材開発※	27件	12件
合計	3,865件	3,222件

※令和5年度助成金の申請・採択状況
※令和6年度教材開発の助成に係る申請の受付は終了しました。

寄せられた声



- 参加費と団体の予算だけでは実現できない活動を実施できました。
- 活動を継続して実施できたことにより、活動の認知度が上がり、協力してくれる人が増えました。
- 保護者から、活動への参加を通じて、子どもたちに自主性が出てきたとの意見が聞かれました。
- 挨拶の大切さ、コミュニケーションの大切さ、感謝の気持ちの大切さを学びました。
- 体験活動の後、子どもたちが他のことにも意欲的になりました。

対象となる団体

社団法人、財団法人、NPO法人、法人格を有しない地域のグループ・サークル等、青少年教育に関する活動を行う民間の団体

対象とならない団体

- 国又は地方公共団体（国立機関、特殊法人、独立行政法人、公立機関等を含む）
- 地方公共団体が設置する公民館、図書館、青少年教育施設等公立施設
- 団体構成員が3名に満たない団体
- 未成年が団体の代表となっている団体

対象とならない活動

！以下の活動は助成の対象とならないためご注意ください。

- 国又は地方公共団体等が実施する活動
- 国又は地方公共団体等との「共催」で実施する活動
- 他の機関・団体等から委託（指定管理）を受けて行う活動
- 学校の授業や行事の一環として行う活動
- 国又は国が出資した基金等に助成金等の申請を行う活動

※地方公共団体の補助金・助成金の併用は可能です。

助成される対象期間

令和6年10月1日(火)～令和7年3月31日(月)までの6か月間に実施される活動

たくさんの申請をお待ちしております！



申請から活動までのスケジュール

【申請から交付決定までの流れ】



【交付決定から支払いまでの流れ】



※活動するにあたり、交付決定額の一部の概算払いが可能です。